資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月十二日

掲載頁　五十九頁（号外第一九六号）

平成三十年二月六日

新潟市中央区東万代町九番二四号

株式会社文信堂書店

代表取締役　廣木　正廣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年三月十二日であり、株主総会の決議は、平成三十年二月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://atfinancialstate.info/7ebfs1ep/index.html

平成三十年二月六日

福岡市南区那の川一丁目二四番一号

株式会社ネット・メディカルセンター

代表取締役　石丸　米隆

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億円減少し、利益準備金の額を三億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.calsonickansei.co.jp/

平成三十年二月六日

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一九一七番地　カルソニックカンセイ株式会社

代表取締役　森谷　弘史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億七千四百四十二万円、資本準備金の額を七億二千五百七十八万円減少し、それぞれ四億九千五百万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成三十年一月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月十九日

掲載頁　九十四頁（号外第一三〇号）

平成三十年二月六日

静岡県袋井市春岡七二三番地の一

日研フード株式会社

代表取締役社長　越智　康倫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年二月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一四株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月六日

北海道札幌市中央区北十二条西二十丁目二番一号　札幌市中央卸売市場

丸果札幌青果株式会社

代表取締役社長　勇﨑　恒宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年二月二十二日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年三月二十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月六日

兵庫県神戸市東灘区深江北町四丁目一四番三四号

株式会社三徳

代表取締役　岡田　力

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成三十年二月六日

京都市下京区正面通烏丸東入廿人講町一五番地

株式会社大黒屋

代表取締役　長谷川秀樹

限定承認公告

本籍群馬県桐生市相生町二丁目一二九番地二二、最後の住所群馬県桐生市相生町二丁目一二九番地の二二　被相続人　亡　長沢嘉代子

右被相続人は平成二十九年十一月七日死亡し、その相続人は平成三十年一月二十六日前橋家庭裁判所桐生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月六日

群馬県桐生市相生町二丁目一二九番地の二二

相続財産管理人　長沢　秀之

限定承認公告

本籍神奈川県伊勢原市伊勢原三丁目八六六番地、最後の住所神奈川県伊勢原市伊勢原三丁目二六番二九号　被相続人　亡　小林　尚武

右被相続人は平成二十九年十月十五日死亡し、その相続人は平成三十年一月二十四日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月六日

神奈川県伊勢原市伊勢原三丁目二六番二九号

限定承認者　小林　一尚

限定承認公告

本籍大阪府枚方市町楠葉二丁目一八番、最後の住所大阪府枚方市町楠葉二丁目一八番一号　被相続人　亡　藤田　正治

右被相続人は平成二十九年三月六日死亡し、その相続人は平成三十年一月十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月六日

大阪府箕面市桜ヶ丘五丁目六番二八号

限定承認者　寺前　一惠

限定承認公告

本籍佐賀県神埼市神埼町鶴三六三四番地一、最後の住所福岡県宮若市本城一一二四番地三グランパルク本城Ｂ一〇二　被相続人　亡　眞島　武

右被相続人は平成二十九年十月二十六日死亡し、その相続人は平成三十年一月二十三日福岡家庭裁判所直方支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月六日

佐賀県佐賀市白山一丁目四番二八号佐賀白山ビル一階　大川・永尾法律事務所

限定承認者　眞島　久子

右成年後見人　永尾　竹則

訂正公告

平成三十年一月二十四日（号外第十四号）掲載の解散公告中「有限会社興進自動車」とあるは「有限会社興伸自動車」の誤りにつき訂正します。

平成三十年二月六日

宮崎県日向市大王町一丁目五八番地一

有限会社興伸自動車

清算人　石渕　美恵

正誤

ページ	段	行	誤	正
六二	下	二七	第二項	第二項

平成三十年一月三十一日（号外第二十号）公布

財務省令第二号（国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一五ページ下段別表第一中金額の欄及び一七ページ上段別表第二中金額の欄中

「七十平方メートル以上八十平方メートル未満　八十平方メートル以上百平方メートル未満」

は

「七十平方メートル以上八十平方メートル未満　八十平方メートル以上百平方メートル未満」

の誤り。

一五ページ下段の別表第一から一九ページ下段の別表第二までの年数の項の文字列は全て均等とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月六日付第二五号三二ページ
十一月二十一日付参会第四
Ⅰジ●同日付政府調達第二三号五六ページ●二十九年
号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）